

行田クイズ

【問題】 毎年秋になると利根大堰の魚道を遡上する魚は、次のどれでしょう。

- ア. アユ
- イ. ニジマス
- ウ. サケ



大堰自然の観察室

先月号のクイズの答え

【答え】 ウ. 39体

【解説】 平成10年に市内の中心を通る国道125号線の電線地中化整備事業に伴い、一部区間(860メートル)の歩道上に小さな櫓が建ちました。櫓の上には、仕事をしたり、遊んだりしている銅人形が設置されています。

▶**問い合わせ** 商工観光課観光担当(内線389)

納期のお知らせ(12月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

- 市県民税・・・・・・・・・・4期
- 国民健康保険税・・・・・・・・・・6期
- 後期高齢者医療保険料・・・・・・・・・・6期
- 介護保険料・・・・・・・・・・6期

納期限 12月25日(月)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時収納課で実施しています。

▶**問い合わせ** 収納課収納担当(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)

12月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
- ②国民健康保険税
- ③後期高齢者医療保険料
- ④介護保険料

▶**問い合わせ** ①税務課市民税担当(内線231)
 ②保険年金課国保担当(内線271)
 ③保険年金課医療担当(内線227)
 ④高齢者福祉課介護保険担当(内線277)

快適な生活環境を目指して下水道へ接続しましょう

下水道は、各家庭や事業所からの排水を集めて、処理をする大切な施設です。下水道へ接続すると、悪臭や害虫の発生を抑え生活環境が良くなります。また、側溝や河川がきれいになり、自然環境を守ることにもつながります。

しかし、下水道が整備されても、接続していただかないと下水道本来の役割を果たすことができません。下水道が整備された区域の方は、一日も早く下水道に接続をお願いします。なお、接続工事は、必ず「行田市排水設備指定工事店」に依頼してください。

▶**問い合わせ** 下水道課普及促進担当 ☎564-0303

井戸水にも公共下水道の使用料が掛かります

家庭や事業所などで井戸水を使用し、この排水を公共下水道に流している場合、下水道使用料が掛かりますので使用開始届を提出してください。また、井戸水の使用者や使用人数などの変更、使用休止の場合には、速やかに下水道課までご連絡ください。

なお、下水道事業は、下水道使用料で運営されています。公共下水道を使用している方は、使用料を納入期限内に納入するようお願いいたします。

▶**問い合わせ** 同課業務担当 ☎564-0303

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第3期納期限 12月25日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

▶**問い合わせ** 同課業務担当 ☎564-0303

各種相談 (12月15日~1月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	12月26日(火)	※予約はその月の1日から(土・日曜日、祝日の場合は翌日)	午前9時20分~正午
		1月11日(休)		午後1時40分~4時20分
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館 2階会議室	12月18日(月)	午後1時30分~3時30分	地域づくり支援課 (内線252)
消費生活 多重債務	市役所	毎週月~金曜日(祝日を除く)	午前9時30分~午後3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚	VIVAぎょうだ	1月7日(日)	午前10時~正午	NPO法人行田結婚 支援センター ☎090-2416-9692
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	1月10日(火)※予約制	午後1時~5時 (受け付けは午後4時まで)	埼玉県行政書士会埼玉 支部 ☎554-2702
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※各土曜日は市内在住の方を対象に電話 相談も受け付けます。	午後1時~4時 (電話相談は午後1時~2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
内職	市役所	毎週月~金曜日(祝日を除く)	午前9時~午後5時	商工観光課 (内線383)
人権	忍・行田公民館	1月10日(火)	午後1時30分~3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前 10時30分~午後3時30分	午後1時~4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
水道料金の 夜間納付	水道庁舎(前谷)	12月19日(火)、1月9日(火)	午後5時15分~7時	水道課 ☎553-0131

放射線量の測定値
 ・測定箇所 行田消防署本署地内
 ・測定高 1メートル
 11月19日(日) 午前9時 0.07マイクロシーベルト(晴れ) 午後3時 0.07マイクロシーベルト(晴れ)

都市計画の案の縦覧を行います

行田都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

縦覧

▶**期間** 12月12日(火)~26日(火)午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日を除く)

▶**内容**

- ・「行田都市計画道路」の変更案(埼玉県決定)(行田市決定)
- ・「行田都市計画用途地域」の変更案(行田市決定)
- ・「行田都市計画特別用途地区」の変更案(行田市決定)
- ・「行田都市計画準防火地域」の変更案(行田市決定)

▶**縦覧場所**

- ・市都市計画課(行田市決定)(埼玉県決定)
- ・県都市計画課(埼玉県決定)
- ・県行田県土整備事務所(埼玉県決定)

※期間中は、市ホームページまたは県都市計画課ホームページ(埼玉県決定のみ)でもご覧いただけます。

案に対する意見書の提出

市内に住所を有する方または利害関係を有する方は意見書を提出することができます。

▶**提出方法** 12月26日(火)午後5時15分(必着)までに持参または郵送

▶**提出先**

- ・市都市計画課(〒361-0052 行田市本丸2-20)
- ・県都市計画課(〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1) ※埼玉県決定のみ
- ・県行田県土整備事務所(〒361-0023 行田市長野943) ※埼玉県決定のみ

▶**問い合わせ** 同課計画担当(内線5606)または県都市計画課 ☎048-830-5343

▼**問い合わせ** 環境課環境業務担当 ☎556-9530

さしあげます

- ▷ ハムスター用ゲージ
- ▷ 電動マッサージ機
- ▷ 学習机
- ▷ 姿見
- ▷ 鏡台

ゆずってください

- ▷ 杵と臼
- ▷ CDプレーヤー
- ▷ 芝刈り機(電動)
- ▷ ホットカーペット
- ▷ 石油ファンヒーター
- ▷ ポータブルCDプレーヤー
- ▷ オープントースター

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で登録期間は3カ月です。なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。

不用品情報(無料)